

電気通信大学学術機関リポジトリの著作物利用許諾要件

(目的)

- 1 この要件は、電気通信大学学術機関リポジトリ運用指針（ガイドライン）に基づき、自身の著作物を電気通信大学学術機関リポジトリで登録・公開する際に、自身の著作物を公開しようとする者（以下、「許諾者」という。）が遵守すべき要件を定める。

(著作物の提供条件)

- 2 著作物の公開対象は、原則として著作物全文とする。
- 3 著作物を利用者が全文ダウンロードあるいは出力することを認める。
- 4 著作物の利用についての対価は無償とする。
- 5 許諾者は、電気通信大学学術機関リポジトリ運用指針（ガイドライン）第8条を許諾すること。

(著作物の登録)

- 6 著作物の登録は、許諾者自身が行うことができる。
- 7 6に関わらず、許諾者は、著作物の登録を附属図書館に委任することができる。
- 8 複数の者に著作権が帰属する場合は、著作物の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、許諾者はあらかじめ関係者との調整を行っておくこと。

(著作物の削除)

- 9 許諾者が著作物の削除を希望する場合は、自ら著作物を削除または、附属図書館に依頼することができる。

(免責事項)

- 10 著作物の内容に関する責任は、著作物を提供した許諾者が負うものとする。
- 11 本学は、利用者が著作物を利用することによって生じたいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

- 12 この要件に記載された事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて、許諾者および附属図書館が別途協議するものとする。